

## 雜 錄

### 故本會研究通信員工學士林密君小傳



君は愛知縣土族林虎彦氏の長男にして明治二十二年八月二日名古屋市に生る、岐阜中學を経て第六高等學校に進み大正二年七月東京帝國大學工科大學鐵冶金學科を卒業す、直に技師として日本製鋼所に招聘せられ爾來十有二年間専ら製鋼作業に従事し同所熔鋼係主任として造兵上重要なる鋼材の製造に貢献するところ頗る大なるものあり、殊に脱磷に關する理論を實際に應用し高級鋼の原料製造法に就き一新機軸を出せしは製鋼關係者の夙に嘆賞するところなり、大正九年歐米製鋼事業視察のため出張せらるや廣く戦後の現狀に就き調査し歸朝後益々技術の研究に努め殊に燃料の節約に就き劃策するところあり我國製鋼事業の發展に關し將來君の努力に俟つべきもの少なしとせず、適々病を得て七月六日遂に長逝せらる今君を失うは單に日本製鋼所の損失なるのみならず本邦製鋼界の不幸と云はざるべからず茲に遺影並に小傳を掲げ謹で弔意を表す。

### ◎高爐「セメント」試験方法

商工省告示第五號政府ニ於テ需要スル高爐「セメント」ノ試験ハ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

大正十四年八月二十二日各大臣副署

高爐「セメント」試験方法第一條 定義 高爐「セメント」ハ鐵熔鑪ノ鑄滓約百分ノ七十ニ鑄滓ト石灰石トヲ混ジ燒成シタル燒塊約百分ノ三十ヲ混和粉碎シタルモノヲ謂フ

高爐「セメント」ニハ他ノ物質ヲ混和スベカラズ但シ百分ノ五以下ノ石膏及百分ノ三以下ノ生石灰ヲ混和スルハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 比重 高爐「セメント」ノ比重ハ二・八五以上ナルコトヲ要ス

第三條 明治三十八年農商務省告示第三十五號「ポルトランド・セメント」試験方法第三條乃至第七條及附則ハ之ヲ高爐「セメント」試験方法ニ準用ス

◎工業品規格統一調査會の経過 大正十一年四月二十五日設置してから、同年十月三日第一回總會を開いて議事規則ならびに調査項目の選定および審議の方法を議定し、爾來七十餘名の委員が四部に分れて、各分擔事項につき調査しているが、本年六月末まで約三年九箇月の間に開いた會議の數は通計二百六十四回（三百十一日）の多きに達した。

規格の決定したるものは、大正十一年十月十九日第二回總會に於て二件、大正十三年三月十七日第三回總會において十一件、大正十四年三月二十七日第四回總會において十三件である。

各部における委員會の組織は左の通りである。

調 査 會 の 組 織

第一部 金屬材料、部長一人・副部長一人・專屬委員二四人・他部ノ委員ニシテ兼任ノ者七人・臨時委員三人

第一特別委員會 壓延鐵鋼材委員一六人

第二同 鐵鋼以外ノ金屬材料委員一〇人

第三同 試験片及試験法委員八人

第四同 鍛鋼品、鑄鋼品、銑鐵其ノ他委員一二人

第二部 金屬以外ノ材料 部長一人・副部長一人・專屬委員一三人・他部委員ニシテ兼任者四人・臨時委員三人

第一特別委員會 木材委員一三人

第二同 煉瓦委員八人

第三同 瓦委員一二人

第三部 電氣機械及ビ器具 部長一人・副部長一人・專屬委員一二人・臨時委員一人

第一特別委員會 電線ノ寸法及稱呼委員五人

第二同 電球口金及承口ノネヂノ寸法 五人

第三同 小型三相誘導電動機ノ出力、回轉數其ノ他委員九人

第四同 電線委員一三人

第五同 標準小型三相誘導電動機標準小型單相變壓器 委員一三人

第六同 炭素刷子委員一〇人

第七同 絶緣油委員九人

第四部 一般機械及器具 部長一人・副部長一人・專屬委員一九人・他部委員ニシテ兼任ノ者九人臨時委員二人

第一特別委員會 螺絲委員一一人

第二同 ブルヴ、ヨック及其ノ接続片並管類ノ接手委員一三人

第三同 標準數及傳導裝置委員九人

第四同 工具及リミットゲージ委員一〇人

第五同 リベット委員一人

右の外規格の成案全體について使用術語の統一、字句の整理等をなすため委員長一人、委員二人を以て組織される用語委員会がある。

### 調査項目

現在調査審議しつつある事項は、工業品中陸海軍その他の官廳民間工場等に於て廣く使用されて、その統一が工業の發達上最重要なものであつて又統一の可能性多いものを先とし、順次一般工業品に對し規格を制定しようとする。

各部に屬する調査項目は左の通りである。

第一部 金屬材料 (イ)決定したもの 一五、金屬材料抗張試験片・鍛鋼品・鑄鋼品・鑄物用銑鐵・橋梁建築および一般構造用、壓延鋼材、造船用壓延鋼材・汽罐用壓延鋼材・鐵道車輛用壓延鋼材・鋼材の重要および寸法公差・標準棒鋼及形鋼寸法表・水管式罐用繼目無鋼管・焰管式罐用繼目無鋼管・機關車罐用繼目無鋼管・一般用繼目無鋼管及鍊鐵管

瓦斯管 (ロ)審議中のもの 一七、鐵道車輛用外軌・軌條・彈機鋼・銅地金・亞鉛地金・錫地金・アルミニウム地金、ニッケル地金・鉛地金・アンチモン地金・銅板・銅管・銅棒・黃銅板・黃銅管・黃銅棒・銅地金の分析方法 (ハ)近く審議開始の豫定を以て調査中のもの 鑄鐵管・鉛管・鐵鋼線・銅線・黃銅線・鎖・金屬索條・亞鉛鍍板及線・錫鍍板及線・輕便軌道・電氣軌道用ボール・亞鉛、錫、アンチモン、アルミニウム、ニッケル、鉛等の各地金、鐵鋼類及合金類の分析方法

第二部 金屬以外の材料 (イ)決定せるもの 四 普通煉瓦・耐火煉瓦・空洞煉瓦・木材 (ロ)審議中のもの 一 瓦 (ハ)近く審議開始の豫定を以て調査中のもの 石材・石綿板・土管・建具・鋼索・硝子・ゴム類・調帶・革類・化學製品(セメント、曹達、硫酸、肥料、砂糖、アルコール等)油類・木炭

第三部 電氣機械及器具 (イ)決定せるもの 三 針金、薄板の寸法及稱呼・電球の口金及承口のネヂ寸法・電氣用銅線 (ロ)審議中のもの 五 小型三相誘導電動機の出カ、廻轉數等・小型三相誘導電動機・小型單相油入變壓器・絶緣油・炭素刷子 (ハ)近く審議開始の豫定を以て調査中のもの 發電機・電動機・變壓器・電鐵・電氣計器・電氣器具類・碍子(碍管を含む)・電氣用特種金屬材料・絶緣材料・電氣用炭素類・電池類

第四部 一般機械及器具 (イ)決定せるもの 四 航空機及自動車用螺絲・寸法標準數・等比標準數 普通鑄 (ロ)審議中のもの 丸管用螺絲・瓦斯管用ネヂ接手・一般機械及構造用螺絲・ネヂ型球狀瓣及其の接手・鏢型球狀瓣及其の接手・調車・ドリル・テーパー・リベットの形狀及寸法 (ハ)近く審議開始の豫定を以て調査中のもの リーマー・リミットゲージ・工具類・コック・ボールト類、座金ナット・ネヂ廻・木ネヂ・傳導軸及其の接手、キー・齒車・一般計器類及測定器具

◎銑鐵、鋼材、鐵鋼製品並ニ機械ノ關稅改正ニ關スル陳情書

製鐵、製鋼、及鐵工業者聯合にて七月二十七日其筋に提出せる關稅改正に關する陳情書下の如し。  
 囊ニ下名等ハ各其關係セル事業ニ對シ現行關稅定率法ノ改正止ム可カザルコトヲ認メ案ヲ具シテ貴大臣閣下ニ右改正ノ速カニ實行セラル、様建言致候モノニ御座候然ルニ下名等ノ事業ハ其性質上互ニ關聯スルモノニ有之其間ノ調節宜キヲ得ルコトハ政府當局ニ於テ遺憾ナク御配慮可有之事トハ推察仕候得共今般下名等ニ於テモ協議ノ上自ラ此調節ヲ策シ茲ニ左案ヲ得テ御參考ニ奉供候何卒御審議ノ上下名等ノ希望相達シ候様御取計被成下度奉希望候

		每百匁從量稅率
		圓
銑	鐵 (關稅定率表第十四類ニ屬スルモノ)	1.20 (從價二割)
鋼	材 (關稅定率表第十四類第十五類ニ屬スルモノ)	
條	及 竿	3.00 (從價約二割五分)
ワ	イヤロツド	3.00 (同 上)
レ	ー ル	3.00 (同 上)
板	金屬ヲ鍍セサル厚サ三耗ヲ超ユルモノ	3.30 (同 上)
板	亞鉛鍍シタルモノ (波形ト否トヲ問ハス)	6.00 (同 上)
線	金屬鍍セサルモノ	5.00 (同 上)
線	亞鉛鍍シタルモノ	6.00 (同 上)
筒	及 管 鍛鐵管又ハ鋼管ニシテ内徑十六種ヲ超ヘサルモノ	6.00 (同 上)
鐵鋼製品	(關稅定率表第十五類ニ屬スルモノ)	從 價 三 割
機 械	(關稅定率表第十六類ニ屬スルモノ)	從 價 三 割

前記各種ノ鋼材ニシテ特種鋼ニ屬スルモノ並ニ特殊ノ品質ヲ有シ價格ノ著シク高キモノニ對シテハ從價二割五分ヲ標準トシ又薄鋼板ハ厚サ三耗以下0.7 耗マデノモノ、厚サ0.5 耗以上0.7 耗未滿ノモノ、及厚0.5 耗未滿ノモノ、3 種ニ分チ前二者ニ對シテハ從價二割五分ヲ後者ニ對シテハ從價三割ヲ標準トシテ其ノ稅率ヲ定メラレシコトヲ望ム

副 申

叙上ノ通り稅率御改正ト共ニ左ノ事項特ニ御考慮被成下度候

- 一、關稅定率法第五條二ノ不當廉賣防止ノ件ハ大正九年制定セラレタルモ從來會テ實行セテレス是レ法其モノ、不完全ニシテ之ガ適用殆ンド不可能ナルニ依ルト存セラレ候然ルニ不當廉賣防止ハ我國現狀ニ於テ其ノ必要ヲ感ズルコト最モ痛切ナルノミナラズ諸外國ニ於テハ機宜ニ應ジ之ヲ實行シ居ルニ拘ラズ獨リ我國ニ於テ之ヲ實行セズシテ此儘ニ推移スルトキハ關稅改正モ畢竟其ノ效果ヲ得ザルニ終ルベキヲ信ジ候依テ法ノ精神ニ基キ直ニ之ヲ實行爲シ得ラル、様速ニ適當ノ改正ヲ加ヘラレ度事
- 二、鋼鐵製品ニ對シテハ已ニ戻稅ノ獎勵法有之機械ニ對シテモ亦輸出獎勵ノ必要有之事ト存候得共現行戻稅法ノ一面ニ於テ却テ外國銑鐵又ハ鋼材ノ輸入ヲ獎勵スルコト相成候ノミナラズ是等外國原

料ヲ用ヒテ生産シタル鐵鋼製品又ハ機械ハ輸出先ニ於テ本邦製品タル權威ヲ缺キ販賣上ノ利益少  
ナカラザルニ付此等ノ輸出ニ對シテハ特別ノ輸出獎勵法ヲ定メラレ度事

三、滿洲ニ於ケル邦人關與ノ製鐵所產出ノ銑鐵ニ對シテハ別ニ適當ノ方法ニ依リ内地製鐵所ト同様ノ  
保護ヲ與ヘラレ度事

以 上

大正十四年七月二十八日

全國鐵工機械同業組合聯合會

代 表 者 大 塚 榮 吉

製 鋼 懇 話 會

代 表 者 白 石 元 治 郎

製 鐵 同 業 會

代 表 者 大 倉 喜 七 郎

大 藏 大 臣 濱 口 雄 幸 殿

商 工 大 臣 野 田 卯 太 郎 殿

因ニ全國鐵工業組合聯合會加盟團體製鋼懇話會並ニ製鐵同業會會員ハ次ノ如シ

全國鐵工業組合聯合會加盟團體

東京鐵工機械同業組合	會 員 數	575名
大阪鐵工業同業組合	會 員 數	690名
神戸鐵工業同業組合	會 員 數	327名
福岡市鐵工同業組合	會 員 數	62名
川口鑄物同業組合	會 員 數	298名
九州鐵工協會	會 員 數	59名
愛知鐵工協會	會 員 數	17名

製鋼懇話會々員

東海鋼業株式會社	取 締 役 社 長	大 川 平 三 郎
東京鋼材株式會社	取 締 役 社 長	林 屋 友 次 郎
大阪製鐵株式會社	取 締 役 社 長	岩 井 梅 太 郎
大阪鐵板製造株式會社	取 締 役 社 長	津 田 宗 保
株式會社大島製鋼所	專 務 取 締 役	長 谷 川 太 郎 吉
株式會社川崎造船所	取 締 役 社 長	松 方 幸 次 郎
釜石鑛山株式會社	取 締 役 會 長	牧 田 環
富士製鋼株式會社	取 締 役	澁 澤 正 雄

株式會社神戶製鋼所	取締役社長	伊藤乙次郎
株式會社淺野小倉製鋼所	取締役社長	淺野總一郎
株式會社淺野造船所	取締役社長	淺野總一郎
日本鋼管株式會社	取締役副社長	白石元治郎
製鐵同業會々員		
釜石鑛山株式會社	取締役會長	牧田環
株式會社日本製鋼所	取締役會長伯爵	樺山愛輔
三菱製鐵株式會社	取締役會長	三好重道
東洋製鐵株式會社	取締役社長	郷誠之助
南滿洲鐵道株式會社	取締役社長	安廣伴一郎
大倉鑛業株式會社	取締役會長	大倉喜七郎

◎日本石油株式會社ノ葉鐵稅率ニ關スル意見 現行日英通商航海條約第八條及同附屬稅表ガ大正拾四年參月拾日限リ其ノ效力ヲ失ヒ爾後葉鐵ニ對シテハ從價壹割五分ノ國定稅率ガ適用セラル、事ハ本年七月廿九日官報所載外務省告示第四十五號ニヨツテ了知仕候

然ルニ現行關稅法ニ於テハ石油ノ容器ニハ課稅セズ、一方石油容器製造用ノ葉鐵ニ對シテハ課稅スルガ故ニ弊社ノ如キ國內ニ於テ製油事業ヲ營ム者ノ負擔ハスタンダード石油會社ライジングサン石油會社等ノ如キ外國石油製品ヲ輸入販賣スルモノニ比シ葉鐵ノ關稅ダケ負擔重ク候處此ノ負擔ノ偏重ハ國定稅率適用ノ際ニ於テ益々甚シク現在ノ偏重ニ比シ更ニ四倍乃至五倍セラル、事ニ相成リ販賣上國內製品ハ容器ノ爲メ輸入石油類ニ對シ壹函（貳罐）ニ付拾錢近キ優勢ヲ附與スル事トナリ國內製油業者ノ不利容易ナラザルモノ有之候

所要鐵力ト其輸入關稅

日本石油會社ハ其製造ニ係ル石油製品ノ容器トシテ壹ケ年ニ約壹千八拾萬本ノ五瓦倫入石油罐ヲ要シ之ガ材料タル鐵力左記數量ヲ必要トス

石油罐胴板用鐵力 14"×18"	174.000 梱
石油罐天地板用鐵力 10"×20"	50.000 梱

大正拾參年七月貳拾九日官報所載ニヨレバ外務省告示第四十五號ニヨリ現行日英通商航海條約第八條及同附屬稅表ハ大正拾四年參月拾日限リ其效力ヲ失フコトナリ、日英協定稅率ニヨリ鐵力ハ從來每百斤ニ付七拾錢ノ輸入關稅率タルニ過ギザルモ右協定稅率失效ニ伴ヒ其輸入關稅率ハ從價壹割五分トナリ之ガ爲メニ當社使用ノ鐵力價格ハ左記ノ如ク甚大ノ影響ヲ蒙ルコトナル

石油罐胴板用鐵力	174.000 梱
此正味重量	19.140.000 封度 (14.355.000 斤)
此價格	2.958.000 圓也 (壹梱ニ付拾七圓)

## 此輸入税

現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 100.485圓也

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率從價壹割五分ノ場合 443.700圓也

石油罐天地板用鋸力 10"×20" 50.000捆

此正味重量 11.200.000封度 (8.400.000斤)

此價格 I.175.000圓也 (壹捆 = 付 23圓50)

此輸入税現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 58.800圓也

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率從價壹割五分ノ場合 176.250圓也

依テ當社ガ壹ケ年 = 所要ノ石油罐用鋸力板ノ輸入税ハ

現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 159.285圓也

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率從價壹割五分ノ場合 619.950圓也

トナリ、税率變更ノ結果四十割 = 近キ増加輸入税ヲ負擔スルコトナル

之ヲ更 = 五瓦倫入壹罐 = 就テ考フル =

石油罐胴板用鋸力 14"×18 $\frac{3}{4}$ " 壹捆(62罐分)

此正味重量 110封度 (83.18斤)

此價格拾七圓也

此輸入税

現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 壹捆 0圓582

同

壹罐分九厘四毛

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率從價壹割五分ノ場合 壹捆 2、55

同

壹罐分四錢壹厘

石油罐天地板用鋸力 10"×20" 壹捆(224罐分)

此正味重量 153.5封度 (116.08斤)

此價格貳拾參圓五拾錢也

此輸入税

現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 壹捆 0、813

同

壹罐分參厘六毛

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率壹割五分ノ場合 壹捆 3.525

同

壹罐分壹錢六厘

從テ五瓦倫入石油罐壹罐 = 付材料鋸力ノ輸入税トシテ

現行税率百斤 = 付七拾錢ノ場合 壹錢參厘

來年三月十一日ヨリ實施ノ國定税率從價壹割五分ノ場合 五錢七厘

ヲ負擔スルコトトナリ稅率變更ノ結果石油罐用材料錫力ノ輸入稅ハ壹罐ニ付四錢四厘高クナル  
 現今我國ガ海外ヨリ輸入スル錫力ハ壹ヶ年約五萬數千噸ニ上リ當社ガ石油罐材料ニ充ツルモノハ壹  
 ヶ年約壹萬參千噸ナリ大正拾貳年以來八幡製鐵所ニ於テ錫力カ生産サレツツアルモ其數量ハ壹ヶ年約  
 六千噸内外ニ過ギズト云フ、以下省略

◎鐵材輸入關稅改正ニ對シ株式會社大阪製鎖所ノ陳情書

前略鑄鎖ニ使用セラル、鐵材ハ特種ノ方法竝ニ原料ヲ以テ製出スル純鍊鐵ニシテ其原銑鐵ヲ蒐集ス  
 ル事困難ニシテ生産費著敷相嵩ニ候爲メ我製鐵所ヲ始メ製鐵業者ノ之レガ製造セラレタルコト絶無ニ  
 シテ現今其設備スル者スラナキ状態ニ有之候關係上遺憾ナガラ弊社ハ創立以來鑄鎖材料ハ英國「エヌ  
 ヒングレー」社ヨリ供給ヲ仰ギ居候實情ニ御座候而シテ其價格ハ一般市場鐵鋼材ノ價格ニ左右セラル  
 、事ナク常ニ不廉ニシテ大略二倍乃至二倍半ノ高價ナルモノニテ目下ノ價格ハ英一噸二三〇圓内外ノ  
 モノニ有之候今弊社ノ輸入スル鐵材ト海外ヨリ輸入セラル、鐵鎖既成品トノ關稅御保護ノ現狀ヲ比較  
 スルニ

(イ) 鐵材輸入關稅	從價一五%	
弊社ノ輸入スル價格		一噸 二三〇圓〇〇
即チ此輸入稅		一噸 三四圓五〇
而シテ製品一噸ヲ製造スルニ鐵材一噸・二ヲ要スル故		
此 稅 額		一噸 四一圓四〇
(ロ) 鎖既成品(鏈)從量百斤ニ付キ		三圓八〇
此 稅 額		一噸 六四圓三三四
即チ(イ)(ロ)ノ差		二二圓九三四

右ノ如ク現行關稅率ニ於テハ鐵材ト製品ノ關稅ノ差ハ一噸ニ付キ僅ニ二二圓九三四ニシテ外國製品  
 一噸ノ價格現今四〇〇圓ト見做シ保護セラル、率ハ五分七厘強ニ當リ製品ノ稅額六四圓三三四ニ對シ  
 テハ一割六分強ニ該當致ス譯ニ御座候

左レドモ大正十年勅令第二三九號ニ據リ 艦船建造又ハ修繕用ノ輸入鐵材ハ關稅免除ノ恩典ニ浴候得  
 共實際上免除セラルルモノハ輸入鐵材ノ一半ニシテ他ニ製造期間短キモノ 港灣繫留用、艦船以外ノ雜  
 用鎖ニ對シテハ何レモ從價稅ノ一五%ヲ負擔致居候爾來本邦製鎖業者並ニ鐵材ヲ輸入スル加工業者ニ  
 シテ英國ト我國トノ産業状態ノ差異ヨリ起ル生産費ノ膨脹ノ爲メ常ニ外國品輸入ニヨリ少カラザル壓  
 迫ヲ受ケ苦境ニ陥リ居候左ニ弊社ガ英國製鎖業者ニ比シ製造上不利ナル諸點ヲ列舉仕候ニ

(一) 鍊鐵材料ヲ英國ヨリ輸入スルニ付自然値段高價ト相成ル事

英國ヒングレー社ハ鑄鎖製造者ト同時ニ鍊鐵材料ノ製造家ニシテ材料原價ヲ以テ鑄鎖用ニ供  
 シ得ベク彼我製品ノ競争上生殺與奪ノ權ヲ有スルモノト申スベク即チ弊社ハ彼ノ賣價ヲ以テ  
 標準トセザルベカラザル不利



(二) 鍊鐵材料ヲ常ニ相當貯藏セザルベカラザル關係上資金ノ死藏倉敷竝ニ金利ノ累積ヨリ生ズル不利

ヒングレー社ニ於テハ錨鎖製造ニ際シ材料ノ製造ヲ始ムルモ間ニ合フベクモ弊社ニアリテハ錨鎖ノ製造下命アリタル都度材料ヲ注文スルノミニテハ數ヶ月後ニアラザレバ入着セズ、從テ製品完成ヲ遲滯セシムル虞アルヲ以テ平素各種寸法ノ材料ヲ相當貯藏シ置カザルベカラザル爲メ資金ノ死藏、倉敷竝ニ金利ノ累積ヨリ生ズル不利益

(三) 錨鎖製造中生ズル鍊鐵材料ノ殘屑約二割ヲ生ジ之レガ利用ノ途少キ不利

錨鎖製造ニ當リテ各リンク所要ノ寸法ニ切斷スル關係上生ズル切屑竝ニ製造中生ズル屑金ハ大略

(イ) 所要リンクヲ切斷シタル餘屑	約 五%
(ロ) 製造中ニ生ズル不良屑	約 五%
(ハ) 試験中ノ破斷リンク竝ニ取替品	約一〇%

此殘屑計二〇%ハ彼我同等ニ生ズルモノトシテヒングレー社ニアリテハ直チニ之レヲ熔鐵爐ニ戻シ再ビ丸鐵ニ復スルヲ得ベキニ反シ弊社ニ於テハ利用ノ途少ク大部分ハ廢品トシテ處分スル爲メニ生ズル差損

(四) 製鎖用燃料ノ彼我優劣價格ノ相違ニヨル不利

錨鎖用燃料トシテハ本邦炭種ノ一般劣等ナルガ爲メ石炭ノ儘ヲ以テ直チニ燃料トシテ使用スル事ヲ得ズ、原料炭ヲ水洗シヨークストナスヲ以テ其價格目下一噸四五圓内外トス、然ルニ英國ニアリテハ無煙炭ニ近キ純良石炭豊富ニシテ其儘製鎖用ニ供スル事ヲ得、而シテ英本國ノ炭價ヲ一噸一〇圓ト見做シ今製品一噸ヲ製造スルニヨークス一噸・二ヲ要シベク茲ニ相當巨額ノ不利ヲ生ズ

(五) 錨鎖試験機ハ英本國ト異リ製鎖業者自ラ据付ヲ要スルニ付キ之レガ資金固定ノ不利

英本國ニ於テハ製鎖業者ノ自ラ試験機ノ据付ヲナスニアラズシテ最寄りノ場所ニ錨鎖試験場アリテ一手ニ試験ヲ引受ケ極メテ便宜ナルニ反シ我國ニ於テハ製鎖業者自ラ高價ナル設備費ヲ負擔ス、弊社ニアリテハ約三十萬圓ノ資金ヲ固定ス、是レニ對スル金利ノ不利

(六) 錨鎖需要家ニ對シ外國製品ヲ直接納入スルニ反シ弊社ヘ鐵材ヲ搬入シ更ニ需要家ヘ製品トシテ運搬スル二重費用ヲ要スル事

錨鎖製造上廢減スベキ餘分ノ鐵材ニ對スル運賃ト且之レヲ製品トシテ内地需要先ニ納入スル運賃ハ外國既製品ノ直接需要者渡シトシテ直送スルモノニ比較シテ近時昂騰スル運送費ノ計上ニ因ル差損

前記六項ノ不利益ハ弊社ノ經營ノ巧拙ニヨルニアラズシテ生産直接費用ノ差違ニ御座候是等數字トシテ相示シ候ハバ船舶用錨鎖トシテ製品一噸ニ付キ大略七〇圓乃至一二〇圓ノ逕庭ヲ生ズ、即チ外國

製品ノ一五%乃至二〇%高ニ該當可致常ニ我國製鎖業者ノ苦痛ヲ叫ビ申居候理由ニ御座候

加之近時世界的工業不況ニ際シ英本國ニ於テモ

(一) 需要先ヲ汎ク各國ニ求メ大量生産ニ因ル生産費ノ遞減

(二) 戦後財政經濟ノ復活ヲ圖ル爲メ諸生産費ノ遞減ヲ計リ各國ニ輸出セント努ムル爲メノ猛烈ナル競争

等ノ現象顯著ニシテ我産業ニ對シ大ナル脅威ナラザルハナクニ關稅御保護ヲ以テ御救濟ヲ願フヨリ外策無之事ト愚考致居候

殊ニ製鎖事業ニアリテハ他ノ造船、鐵工業ト異リ多年ニ涉リ特種ノ製鎖職工ヲ養成シ其伎倆ニ俟タザルベカラザル半手工業ニシテ事業不況ニ際シ此種職工ヲシテ他ノ鐵工業ニ轉業スル事不可能ナルハ勿論弊社ノ設備ハ他ノ事業ニ流用スル事亦不可能ニ有之候

近時海軍ニ備制限實施セラレ候爲メ艦艇用錨鎖ノ御下命激減シ技術ノ保持ニ最モ苦痛トスルノミナラズ一般海運界ノ萎微沈滯其極ニ達シ船舶用錨鎖ノ需要亦激減致シタル爲メ我製鎖事業ノ經營ハ誠ニ困難ニ陥リ居候現狀ニ有之候

鐵材關稅改正ニ就而

近時仄聞スルトコロニヨレバ御當局ニ於テハ鐵材ノ關稅ハ内地製鐵業ノ保護獎勵ノ御主旨ヲ以テ相當ノ率ニ御引上げ實施相成ルヤノ趣ニ有之候ニ付キテハ製鐵御獎勵ハ國家産業ノ根本方策ト存ゼラレ特稀ノ鐵材ヲ輸入スル弊社ノ如キハ之レニ反對スベキニアラズト存候得共現行關稅法ニ於ケル鐵材課稅狀態ヲ觀ルニ製鎖用鐵材ノ高價ナルモノニ對シ從價稅一五%ノ負擔ハ甚ダ苦痛ナルノミナラズ鐵材價格騰貴センカー層窮境ニ陥リ可申候之レニ反シ既製品ノ輸入ニアリテハ其價格ノ騰貴スル場合ト雖モ從量稅ナルガ故ニ現今ニ於テハ甚敷優勢ノ地位トナリ其輸入ヲシテ容易ナラシムル現象ト相成、現行法ニ於ケル關稅御保護ノ率誠ニ輕微ト申ス外無之候

前述仕候通り、一、日英産業狀態ノ差異ヨリ起ル製造上ノ不利二、鐵材ト既製品ノ從價、從量稅ノ不均衡ニ因ル不利、三、保護稅額ノ輕微ナル事ノ實情、何卒御酌量ノ上鐵材關稅ノ御引上げト否トニ拘ハラズ外國既製品ニ對シ相當御引上げ被下度弊社ハ豫テ製品ニ對シ從價稅三〇%以上ノ御課稅ヲ懇願致候次第ニ有之偏ニ御賢察ヲ賜リ度存候

就テハ現行關稅ニ於テスラ甚敷キ苦境ニ陥リ居候處今若シ關稅ヲシテ二五%ニ引上げラレタリト假定センカ

前記ノ(イ)鐵材關稅ハ

一噸	二三〇圓〇〇ニ對シ稅額	五七圓五〇トナリ
製品一噸ヲ製造スル材料一噸・二ニ對シ		六九圓〇〇トナル
(ロ) 製品關稅ハ前記ノ通り		六四圓三三四

右ノ如キ數字ト相成、製品ノ輸入稅ガ其原料ノ稅額ヨリ輕微ト相成、將來外國既製品ハ滔々トシテ

輸入セラレ候事ハ明カニシテ我製鐵業者ハ到底外國輸入製品ノ競争ニ堪エズ、滅亡ノ外ナカルベシト被存候以上

### ◎各國鐵關稅保護政策の概要

英國 第一期は一八二六年以前の鐵輸入禁止時代で鐵鐵の輸入は全然禁止し、鍊鐵類の輸入に對しては、從價六十パーセントに相當する禁止的從價稅を賦課した、英國は當時世界に冠たる製鐵先進國であつたにかゝらずかゝる保護關稅政策を採つたのは自國斯業の徹底的完成を圖る目的に出でたものである。

第二期は一八二六年一月五日の關稅改正後における高率保護關稅賦課の時代であつて國內製鐵業は顯著なる發達を遂げ、他方機械製造工業の勃興を來したためその原料價格の調節を圖るべく關稅率を輕減したが、なほ從價十パーセント乃至十五パーセントに相當する關稅を賦課した。

第三期は自由貿易の時代で自國製鐵業が全く完成し海外諸國に自國製品の輸入を自由ならしむるため率先關稅を撤廢し自由貿易の主義を高調するに努めた。

獨逸 第一期は一八四四年に初めて鐵保護關稅を設定し、銑鐵一トンにつき二十マークの關稅を賦課したためドイツ製鐵業は長足の發展を來したが、その完成に先だち關係を輕減したため一頓挫を見た。

第二期は一八七九年七月に至り再び製鐵保護主義を復興し、百キロにつき銑鐵一マーク、棒鐵二マーク半、板鐵三マーク半、粗鑄鐵製品二マーク半の稅率を賦課した、當時銑鐵は一トン五十六マークの相場であつたから百キローマークの稅率は從價三十五パーセント強に相當する。

第三期はそれ以後の時代でドイツ製鐵業は、保護關稅によりて非常な發達を見たが、大體同一の保護を持續し、一九〇二年の關稅改正においても銑鐵の稅率は從來のままに据置き精製品に對しては反つて稅率を引上げた。

米國 第一期は一八一五年から一八三一年に至る間で一八一五年初めて鐵保護政策を採り、一トンにつき銑鐵一ドル、鑄鐵一ドル五セント、その他十パーセントの輸入稅率を賦課した、その後一八一八年に至り全部二十パーセントの課稅に改め、一八二四年の改正によりさらに全部二十五パーセントの從價稅に改めた。

第二期は一八三二年から一八四〇年に至る間で農業地方の反對運動が盛んとなり一八三二年に鐵關稅を幾分輕減したため製鐵業は大打撃を受けた。

第三期は一八四一年から一八六〇年まで、一八四一年再び鐵關稅保護策を採つた結果製鐵業の復興を見た。

第四期は一八六一年から一八六五年まで、一八六一年のモ氏關稅法案に依り鐵保護政策を一層強めたため製鐵業はいちじるしく勃興した。(終)

### ◎外國に於ける國產品愛用施設

政府に於ては連年の國際貸借の逆調を恢復する爲めに國産品愛用を提唱し之が具體化の方法として種々の計畫を建て、居るが之れは獨り我國のみならず今や世界各國の趨勢であつて各國共種種の施設の下に國産品愛用を奨勵してゐる試みに一般の概況を示せば左の如し。

## 英 國

### (一)英帝國買物週間

### (二)製造業組合國産商標

組合員の製品に一定の商標を附して其の商品の自國品であり品質の優良であることを證明する一方法として居る。

### (三)官廳用品に關する國産愛用

英國政府は原則として官廳用品は總て國産品を使用することとし止むを得ず外國品を使用する場合に於ても必ず一度は英國に於て加工されたものを使用する方針を採つて居る。

### (四)國産品愛用に關する英國産業協會の提案

(イ)少くとも二箇年間國家的規模にて國産品消費宣傳のため、大々的に廣告するには充分な基金を設定すること(ロ)右基金の運用管理は小委員會に一任すること、委員は政府當局、製造家、労働者、新聞社、主なる廣告専門家より夫々代表者を選出すること(ハ)委員會は一般監督權を有するも亦宣傳運動の各部の管理を小委員又は特別の知識經驗を有する個人に委任する事を得(ニ)宣傳運動の根本は新聞廣告による事尤も機會あるに應じ他の宣傳方法即公會、放送電話、活動寫眞等を利用すること(ホ)夫々の生産品のためにする個人的宣傳運動を奨勵すると共に若し必要なる時は前述の中央に於ける宣傳運動と協同所作をどらしむること。

### (五)國産品愛用に關する廣告方法

◁加奈陀、國産品週間(ブリテッシュ、コロンビア)州では Products Week と云ふのがあつて商業會議所が中心となつて此の週間は加奈陀國産の使用を奨勵することとなつて居る。

◁濠洲、官廳用品に關する國産品愛用、濠洲政府では國産品愛用の趣旨より官廳用品の入札に際し濠洲製品英帝國製品、外國製品の三者に依り幾分の値開きを認めて居るとの事である。

## 米 國

國産品は自給自足の富國たる國柄上他國の如く特に國産品愛用と限定しての運動は左程顯著では無いが所謂「米國第一」(America First)運動は總ての方面に對し非常なる勢力を有し其の商業的方面に對する適用としては國産品使用と成つて現はれて居ることは言を俟たない處である。

## 佛 國

製造組合國産商標、製造組合を組織してゐるものが其の自國産品たることを示す一定の商標を附することは英國に於ける如く佛國に於ても行はれるところでその最も代表的なのは國民同業組合(Union National Inter Syndicate)である。

## 伊 太 利

## 官廳用品に關する國產愛用

伊國に於ては官廳用品は努めて國産品を使用することとし一九〇七年の法律に依り鐵道工事材料購入に際しては外國産品の購入は其の價格が同一種類の内地産品より五%以上廉價なる場合に限るとの規定が設けられて居る。

## 丁 抹

(イ)丁抹デー丁抹で行はれた國産品愛用運動中最も成績の良好であつたのは「丁抹デー」の舉であつた。これは毎金曜日に各新聞紙交通機關及所々の店頭等に廣告し同日は専ら丁抹品を使用す可きことを一般世間に勧めるのである。毎金曜日に繰返し行ふ點が國産品愛用の觀念を國民の頭腦に銘記することに成功したと云ふ可きである。(ロ)外國品識別商標、外國品たるを一見して識別し得る爲輸入品に對し「外國品」のマークを貼付する運動が盛であつて一物品目に對しては之を強制する法律が昨年實施されたがこの法律は今後漸次其の範圍を擴大されることと豫見されて居る。

◎印度製鋼業保護問題 一九二四年十一月二十七日附決議により印度政府は印度製鋼業は當時製鋼業保護法により附課せらるゝ税にて與へらるゝ以上に更に保護の必要ありとする關稅調査局の決定を承認し一九二四年十月一日より一九二五年九月三十日迄一年の間該工業に對し五百萬留比以内のバウンテイを與ふることとしせり當時印度政府は更に又前記期間の満了に先ち議會に對し新規提案を爲すの必要ありやに關し中央立法參事會秋期開會前に決定し置かんが爲に總ての事項を現時の狀況に照して評論すべきを聲明せるが右決議に基き政府は議會の承認を以て特種條件の下にある印度製造ロールスチールに對しバウンテイを附與せり而して關稅調査局が今回更に調査を命ぜられたる事項は

(一)該工業の狀態並鋼鐵製品の相當標準價格の見地よりして特定製品に對し一九二五年九月三十日以後尙製鋼業保護法による保護を附加すべきや又(二)若し然りとせば其品目の内何れに對して更に保護を必要とすべきや而して其形式並期間如何の點にあり註 製鋼業保護法により保護せらるゝ鋼鐵製品は Rolled steel (beams, angles, Channels, plates, bars and rods, sheets black and galvanized, rails and fish plates を含む) Tinplate, Wire and wire nails, Frabricated steel and Railway wagons なり。

(七月七日附在カルカッタ岩手總領事報告)

## ◎獨逸人の見たる我製鐵所

凡ゆる國の鐵鋼業は國家産業の柱石であるとなし且つ又其缺點の改善に全力を致すべきと唱へ。第一に日本の職工は自國に於て殆んど常に實力以下に評價されつゝありと論じ。教育及指導完全にして收入と保健の方法十分なれば外國の職工と遜色なきものなりと云ひ。智能も疑ふの餘地なく。彼等は迅速に習得し直ちに實用に供すと。不幸にして動もすれば仕事が不規律になり執務規則を守らざる事あり。更に重大なる一問題は職工が相當の理由なくして屢々缺勤する習慣なり。之が爲め外國に於けるより遙かに多數の豫備職工を要し。外國では理由なくして休む職工には罰金を課する。此法則は

日本に於て採用しても好結果を得べしとなす。

上役は部下を指導訓練して共同作業が優秀に有利になる様努力するを要す、之をなすに各々厳格な規律を要す。日本に於ては此規律を勵行するが何よりの急務なりと喝破し。組長及下級役員は實地經驗に缺くる所あり。必要の際は何時にも職工に代はり得る實力の必要なるを説き。組長等の素養の不十分に基因する無能は、日本製鐵業の殆んど大部分に通有なるものゝ如し。

日本の技師は大學に於て立派なる教育を受け。彼の科學に關し立派な理論的智識を有し。教育程度も高し、然るに不幸にして理論的研究を以て有能なる技師となる主要なる條件なりと思考する傾向なり。然れども監督技師として主要なる教育は學校卒業後に始まり實際の資格は人生の學校に於て刻苦勉勵後に於て甬めて得らると云へり。尙ほ書物の習得の價値を過重するは危険なり。實地工業上の最良の經驗と結果の印刷に付せらるゝ事稀なる理由多々あるものなりと。

製鐵所は最初より金錢上の結果を擧げずとも存在し。且つ設備を擴張し得る例外的立場にありき。故に經營者に於ても經濟的本能、節約を欲する動機が常態に於ける。工業會社に見るべかりし如き程度に喚起せられざりき。此經濟本能は多數従業員の腦裏にも深く印象せられずして。従つて節約の絶對的必要なる點に關し驚く計り思慮の缺乏せるものあり。

著者は八幡に勤務中に曾て作業費用の報告を見たる事なく。此報告書は作業部の監督及び教育に資せずして事務所の何處かに停滯しつゝあるならんと想像すと云ひ。此作業費用は毎月各部にて徹底的に研究せざる可らず。主要費用の圖表も下級役員及び組長に規則的に掲示せらるべきなり。

内部經營問題の下に「人間の作業能力が過多の職工を備入るゝ事に依つて浪費さるゝと全く同様に工場事務所の役員の数も他の諸國に比して過多なりと」、此外技師昇級が奉職年限を唯一の標準として進級するものなるが此方法は人に最大努力を致す動機を與へずして却つて彼の才能を麻痺せしむ所以なりとなし。特種技能を發揮して高き地位に昇りなば各人に最善の努力を致す大刺戟を與へ。工場の全精神に莫大の利益を供すると結論せられたり。

### ◎日本製造工業の缺陷 國際ゼネラル電氣會社重役ゲーリー氏の講演の一節

氏は曰く、日本の製品は餘りに高價に失し、外國商品と競争し得ない状態にあるのであるが、その原因として原料を外國に仰ぐと言ふ不便あるも勿論その一つである、けれども原料を海外に求むる點は日本のみならず英國もまた同様の立場に在る、英國は原料を外に仰ぎ居るにかゝらず、その生産品は世界何れの國にも確乎たる販路を有し 英國の今日の經濟的根據は堅固である事實を見れば、原料の輸入といふことは日本の製造工業不振の原因と言ひ得ないはずである、然らば労働賃銀は如何と言ふに勿論數年前より増大したに違ひないけれども、外國に比すれば未だはるかに安價である。

斯の如く、日本製造工業不振の原因としての原料問題、労働賃銀は意味をなさないが、余をして言はしむれば、その等の問題外に大なる缺陷即ち「古い習慣」が存在してその大原因をなして居ると斷じたい、然らばその「古い習慣」とは何ぞやと言ふに、それは日本の製造業、商業總ての會社に存在

する法外の消費と冗費、雇員のそれである、試みに日本の会社の支出表を一見すれば、六ヶ月毎に巨額の金銭が上は重役より下は使丁に亘るまで、ボーナスと稱して振る舞はれる云々。結局製品を高く賣らなければならぬ必要が生じ延ひては外國製品と競争し得ざるに至り外國市場は勿論、内國においてすら外國製品に壓倒される結果を生じて居るのである、自分は執務者労働者の給料は事情の許す範圍に於てより多く支拂ふことには、勿論賛成するものであるけれども日本の習慣の如く、不相應の支出をなすことは最も愚劣な方法であると信ずる。

次に看過すべからざるものは、冗費過多である、現に何等の必要もなき場所に雇入を置いて給料を支拂ひ、しかもその不必要の人員を解職することには種々な遠慮が行はれ、いよいよ解雇される場合には、前に述べた如く不相應の解雇手當が支給される習慣である、歐洲戦争は種々なる意味に於て製造工業上にも大なる改革が行はれ各國競うて工場の新式化、管理の改善、能率の増進を計り生産費の節約を計つた結果、労働賃金は日本より以上に多く支拂はれて居るに係らずその製品は反つて日本の製品より安價に需要者の手に渡ると言ふ現象を來たしたことは、日本の製造工業家に大なる覺悟を促さずには置くまい、率直に言へば歐米各國が戦後大なる努力を試みて居つた間に、日本の斯業者は、これに對して何等の方法も講ぜず安逸を貪り、舊套を脱しなかつたことが、日本の今日の製造工業の不振を産んだのであつて、日本の製造工業は今日眞に危期に遭遇して居る。

問題は金銭に屬し「儲からぬか」のことであるけれども、それが眞に國家の前途に關係ある事柄である以上、日本の斯業者は宜しく歐米の實際を研究し「古き習慣」を捨て眞の工業立國策を立てなければならぬ云々。

◎**海事協會定款改正** 帝國海事協會は、十五日午後一時海上ビル内中央亭に臨時總會を開き、左の定款改正を可決した。

第十三條を左の通り改む

理事は一切の會務を掌理す、但し船級、検査及び満載吃水線等に關する事務に付ては別に定むる所に依り設置する船級管理委員會をして之を管理せしむ

第十六條に左の二項を加ふ

理事の選任は逕信大臣の認可を受くるものとす

理事は逕信大臣に依りその認可を取消されたるときは退任するものとす

從來我が國船舶検査に關する法則は總噸數二十トン以下の帆船を除き、特種的ならざる一切の船舶に對しては、その旅客、乗組員に關する救命、衛生設備は勿論、船體、機關に至るまで一切官憲の検査を受くることを要し、なほこの上に保險その他の關係上、船級協會（英國ロイド、ピーシー、佛國ヴェリタス、米國エービー、日本海事協會等）の船級検査を受けて、船級の登録を受くる必要あり、即ち法則上、業務上、二重の船舶検査を受けなければならぬ次第で、當業者の苦痛尠くなかつたが、大正九年六月に、政府は始めて逕信大臣の認許したる船級協會たる帝國海事協會の非旅客船の船體機

關に關し行ひたる検査に限り、政府の代行検査と認むるに至り、茲に漸く多年當業者の忍び來りたる苦痛の幾分を軽減するに至つたが、これとて検査全部の一部に止まり、外國の如く船級協會の船級検査を受けたる船舶に對しては、政府は旅客船と非旅客船とを問はず、單にその旅客乗組員に對する救命、衛生設備丈けを検査するの制度に比しては、到底同日の談でなかつたのである、依つて船舶當業者を始めとし、遞信大臣の認むる船級協會たる帝國海事協會等は、その後も引續き政府に向つて船級検査を受けたる船舶に對しては、旅客乗組員に對する設備検査を除き、その他は都て法規検査を省略せられんことを要求し來たつたところ今回政府はその請願を容れ、船舶検査法規に改正を加へられ、帝國海事協會の船級検査を受けたる非旅客船に限り政府の法規検査を省略せらるゝことなりわが國船舶検査手續きに大革命を啓くに至つたものである。

◎自動連結器の取替 鐵道省に於ては所管内機關車客貨車の連結器を自動連結器に取替へる爲め大正七年以來多大の日子と約二千五百萬圓の巨資を投じて準備中であつたが、去七月十七日其全部の取替作業を完了し、我鐵道史上に一新區劃を作つたのである。

連結器の取替輛數 自動連結器の取替作業其ものは左程頭を使ふ事でもなく、又一輛一個の連結器の取替其ものは些々たる問題であるが然かも自動連結器取替作業が重大視せられる譯は其數の多い事にあるのであつて、自動連結器の取替は此數をはなれては全く意義をもたぬのである、今回鐵道省全體で取替へたる數は

省有客車約	8,600輛
同 機關車	3,500
同 貨 車	52,650
地方鐵道車輛	5,900
合 計	70,650

自動連結器の種類 今回我鐵道省にて採用せられた自動連結器の種類は次の通りである。

(1) 客貨車用式

Aliance 式 }  
 Sharon 式 } 各上作用下作用の別がある。  
 坂田 式 }

(2) 機關車用

第一種(彈機なし) { Sharon 式 } Tender 機關車の前部に取付  
 { Aliance 式 }  
 { 坂田 式 }  
 第二種(彈機附) { Sharon 式 } Tank 機關車の前後部及小型炭水車付機關車の後部  
 { Aliance 式 }  
 { 坂田 式 }  
 第三種 甲 { 坂田 式 }  
 乙 }

改造に要する費額 自動連結器取替工事のために要せし、費用は約二千四百萬圓であつて、此



の外連帶線所屬車輛の改造に對しては新たに準備工事を起すものには每一輛に付ての所要改造費四百五十圓の半額二百二十五圓を新造の際準備工事を起すものは同じく所要設備費二百十圓の半額百五圓を政府から補助することになつて居る。

◎**銑鐵業者の販賣協定** 内地銑鐵製造業者は銑鐵輸入業者の輸入品の壓迫を被り、市價は常に生産費以下にある苦境を持續して來たが最近銑鐵界の不振は只だに内地製造業者のみならず輸入業者にも打撃となつた結果この兩者は提携し生産並びに販賣協定を行はんとすると至り當業者は隨時會合の上市價維持の目的で販賣協定數量制限につき折衝大體内地需要高年額四十萬噸に對し販賣高をこの點に制限することに協議中で、内地の製鐵同業者としては日本製鋼所、釜石鑛山、三菱製鐵、大倉鑛業、南滿鐵道の五社及び一手販賣業者たる三井物産、三菱商事とインド銑輸入業者たる鈴木商店、岸本商店、日印通商の諸社が該協定会社となるわけである、然るにこゝに最も難關視されてゐたのはインド銑の輸入數量でこれを一年十四萬二千噸に制限することに妥協出來愈々最低値段の細目協定に入る筈であつたが急にインド銑輸入業者側から本國製造家の承認を求むる必要ありと唱へ、岸本商店からインドに社員を派遣することとなつたので、約二ヶ月協定は留保の姿となつたが、本國製造家が承認すれば該協定は成立すべきも、これには前途なほ相當の迂餘曲折を経るであらうと見られる、因に印度銑鐵の日本市場を支配するのは左の如き理由からである。

内地産の銑鐵六十萬噸、朝鮮十萬噸、滿洲十萬噸、印度十五萬噸、支那十五萬噸、合計百十萬噸が本邦の需要額となつて居るが此内五十萬噸は八幡製鐵所で生産して同所で消費し、支那銑鐵十五萬噸も同所で使用されてゐる、故に結局残りの六十五萬噸が一般需要者に供給されるので此内十五萬噸乃至二十萬噸が印度より低廉に輸入されるので勢ひ内地市場は之に追隨せざるを得なくなり剩へ現在ストックが二十萬噸もあるのだから内地當業者の困るのは當然の歸結である。

◎**歐洲の鐵市況** 英吉利 内地市場は極めて閑散で相場は一體に下つたが安直も一向著しく買ひ氣をそゝるに至らない之に反し大陸筋の競争は極めて小口の商内に對ても激烈である一方において英國炭坑争議は製鐵界に悪影響を及し炭坑主と坑夫との交渉の結果が懸念されて大きい取引は出來ない但し或る方面では此の争議が落着すれば秋には製鐵界の景氣が回復するであらうと豫期して居る。

佛蘭西 法爲替が引續き安いに拘らず佛國の輸出商内は振はない又爲替の軟弱な事は國內の物價騰貴を來し延ては職工の賃銀増給問題起りはせぬかと却つて心配の種となつて居る鐵の現在の相場は左の通りであるが之は名目に過ぎない。(單位メートルトン)

	ブルーム	ピレット		ブルーム	ピレット
四月下旬	430法	450法	五月下旬	430	450
六月下旬	420	440	七月下旬	420	440

白耳義 製鐵會社の職工同盟罷業は六月以來今尙續いて居る鐵市況は依然面白からず商内は少い相場は軟弱である。